



みやき町通学支援バス運行管理業務委託公募型プロポーザル募集公告

次のとおり「みやき町通学支援バス運行管理業務委託」に係る公募型プロポーザルの募集を行います。

令和6年1月15日

みやき町長 岡



1. 業務の概要

- (1) 業務名 みやき町通学支援バス運行管理業務委託
- (2) 業務内容 別紙「みやき町通学支援バス運行管理業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2. プロポーザル募集の流れ

(1) 参加申込書等の提出

本プロポーザル募集に参加を希望する者は、「みやき町通学支援バス運行管理業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に定めた参加申込書等の提出を求めます。

(2) プロポーザルの企画提案書等（以下「企画提案書等」という。）の提出

参加資格を有する者から、企画提案書等の資料の提出を求めます。

(3) 審査会の実施

審査会を実施し、優先交渉権者を選定します。

3. 参加資格に関する事項

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ③ 破産法第18条第1項若しくは第19条に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

- ⑤ 参加申込後、受託者決定までの間においても参加資格条件を満たすこと。
- ⑥ 佐賀県に本社（本店）又は支社（支店）、営業所等を有し、緊密な連絡調整が可能であること。
- ⑦ 道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業の運行管理者の資格及び道路運送車両法に規定する整備管理者の資格要件を有すること。
- ⑧ 公益社団法人日本バス協会が実施する「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において、認定を受けた事業者であること。なお、認定種別は問わない。

4. 手続き等

(1) 問い合わせ

〒840-1192 佐賀県三養基郡みやき町大字市武1381番地

みやき町役場 事業部 まちづくり課

電話：0942-96-5526 FAX：0942-96-5530

メールアドレス：machizukuri@town.miyaki.lg.jp

(2) 実施要領等の交付期間及び交付方法

公告の日から令和6年2月9日（金）まで、みやき町ホームページに掲載します。（町HP <https://www.town.miyaki.lg.jp/>）

(3) 「参加申込書等」の提出期限、提出場所及び提出方法

①提出期限 令和6年1月31日（水）17時まで

②提出場所 みやき町 事業部 まちづくり課

③提出方法 持参（閉庁日を除く8時30分から17時までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き簡易書留郵便に限り、提出期限までに必着）により提出すること。

(4) プロポーザル審査会

実施予定日 令和6年2月下旬（予定）

※日時、場所等については、参加申込書の提出者へ別途案内します。

5. その他

- (1) 詳細は本業務に係る実施要領等によります。
- (2) 企画提案書等の著作権はみやき町に帰属します。
- (3) 著作権等に関する公的権利の確保は参加者が自らの責任で行ってください。
- (4) プロポーザル審査会に係る費用は、全て参加者の負担とします。